

申請情報作成例③

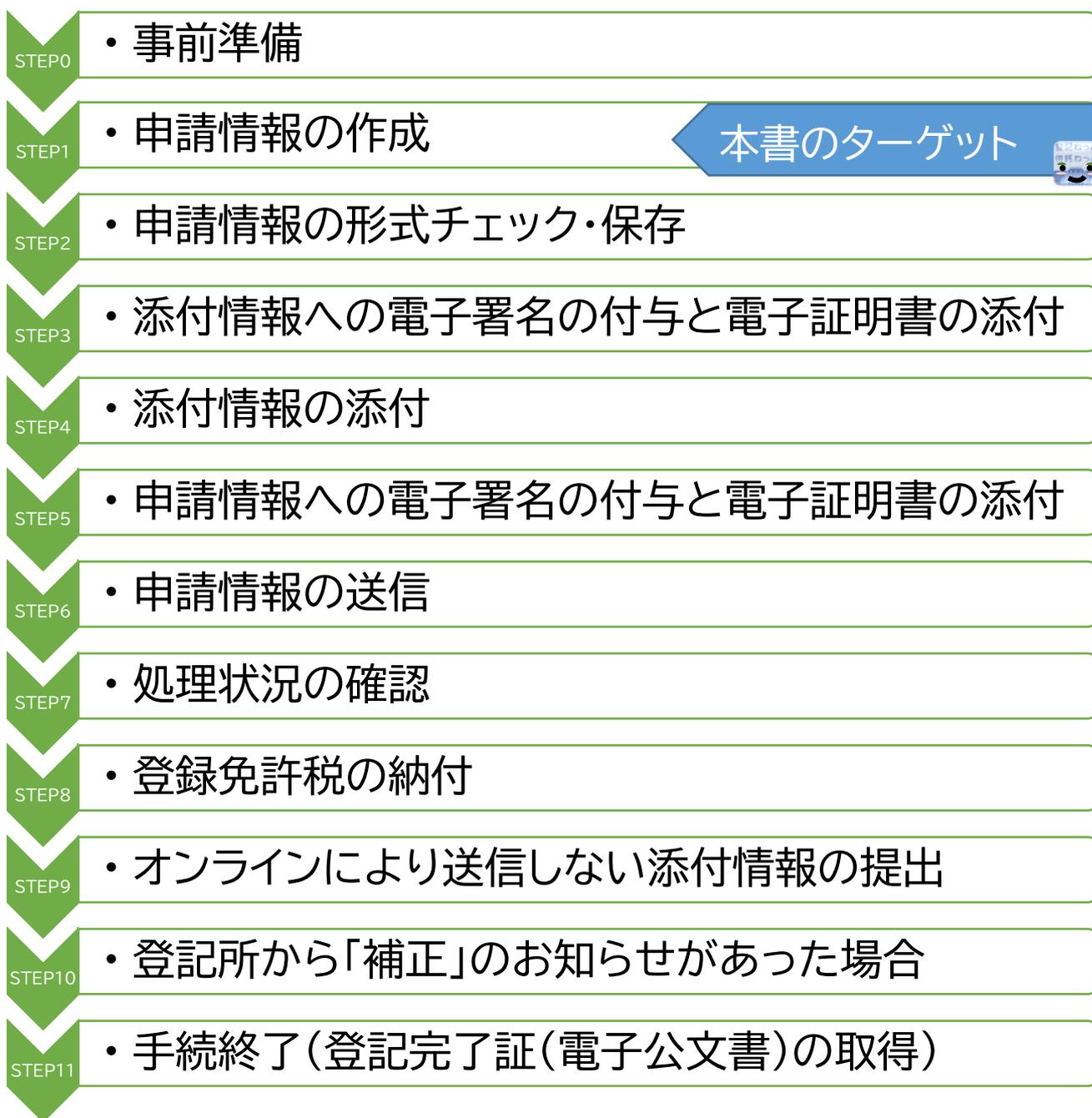
【建物の滅失登記編】

登記・供託オンライン申請システム
登記ねっと 供託ねっと



はじめに 「オンライン申請の流れ」

オンラインで登記を申請する際の手続・操作の流れは下図のとおりです。
本書では、このうち、Step1「申請情報の作成」について、次ページの場面設定に沿った作成例を解説しています。
なお、その他の操作方法については、申請情報作成ガイド【不動産登記】(共通編)を参照ください。



作成例の場面設定等

Case

法務太郎所有の建物1個を取り壊したため、建物滅失の登記を申請する※1



添付情報

No	種類	内容	提出方法
1	滅失証明情報 ※2	建物が滅失したことを証明する情報	登記所に書面で提出 ※3

その他の条件等の設定

No	内容	条件等
1	登記完了証の交付方法	オンラインで交付を受ける ※4

注釈

※1 登記された建物が取り壊された場合(滅失した場合)は、建物の滅失の登記を申請しなければなりません。

なお、御不明な点がございましたら、最寄りの法務局に御相談ください。

※2 建物が滅失したことの証明書です。取り壊した工事請負人の証明書と、工事請負人が法人の場合は、その法人等の代表者の資格を証する書面及び登記所で交付される印鑑証明書を提出します。なお、工事請負人が法人でない場合は、個人の印鑑証明書が対象となります。

※3 不動産登記令附則第5条第1項による申請(いわゆる「特例方式」)により申請される場合に、添付情報(登記識別情報を除く。)が書面に記載されているときは、当該書面を登記所に提出する方法(以下「特例方式」という。)により不動産登記の申請をすることができます。

この場合、書面により作成された添付情報は、オンライン申請の受付の日から2日以内(初日・休日等を除きます。)に、登記所に持参するか、書留郵便等により送付する必要があります。

なお、詳細については「不動産登記令附則第5条第1項の規定による申請(いわゆる特例方式)」について(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji142.html>)を御確認ください。

※4 登記が完了した後、法務太郎は登記完了証の交付を受けることとなります。登記完了証は、オンライン申請の場合であっても、当分の間、書面により交付することを申し出ることができます。

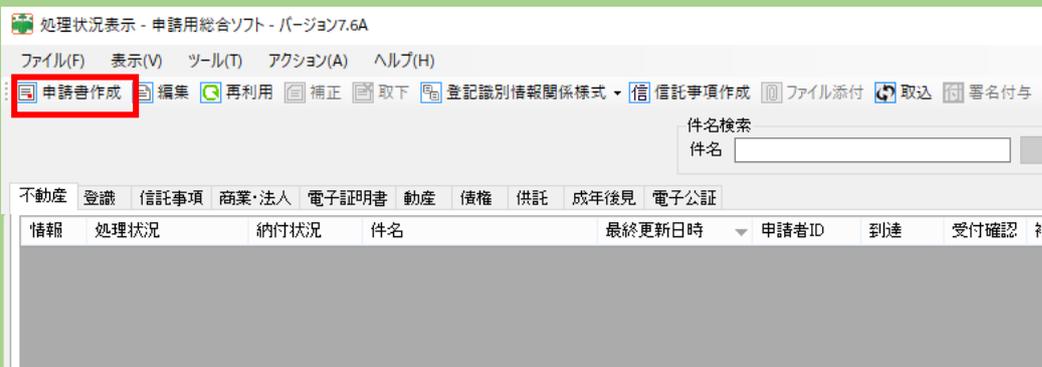
登記完了証の交付の方法の申出方法等については、「登記完了証の交付の方法について」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00057.html)をご覧ください。

Point

申請する登記の種類・登記原因に合わせて、作成する登記申請情報の様式(申請様式)を選択します。

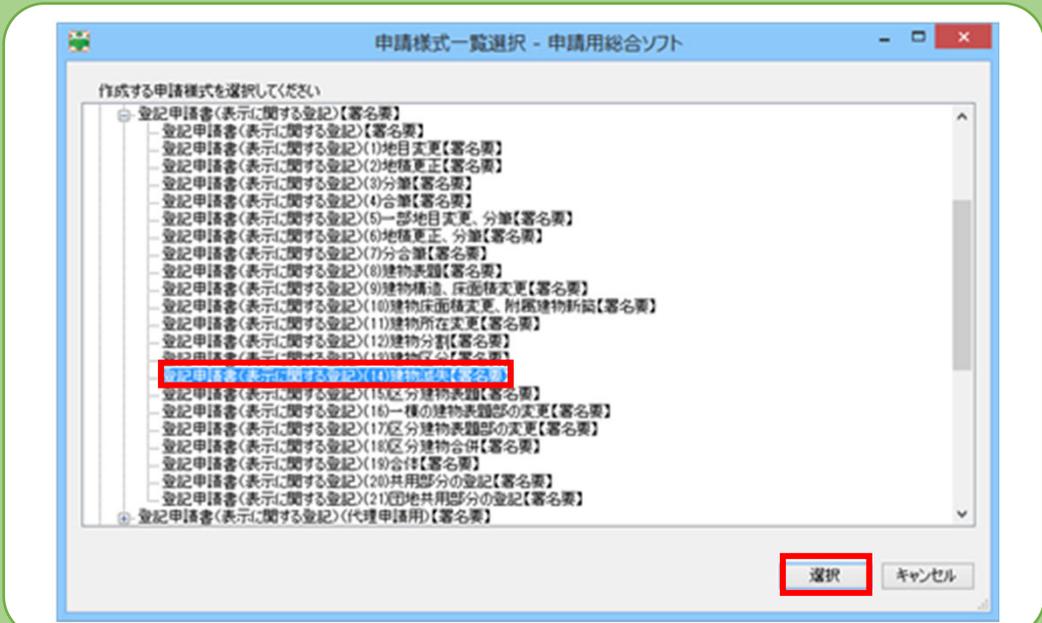
1

「処理状況表示」画面の「申請書作成」をクリック



2

「申請様式一覧選択」画面で、対象の様式を選択して、「選択」をクリック



Note

本作成例においては、一覧選択のツリーから以下の順に選択します。

「不動産登記申請書」

→「登記申請書(表示に関する登記)【署名要】」

→「登記申請書(表示に関する登記)(14)建物滅失【署名要】」

Proc1

・申請書の情報、登記の目的等の入力

Point

「申請書作成・編集」画面で、申請書の情報、納付情報及び申請書の各項目(添付書類まで)について入力します。

1

- ▶ A「件名」欄に任意の名称を入力
- ▶ B「納付情報」欄に氏名をカタカナで入力

2

- ▶ C「登記の目的」欄に建物滅失登記と初期表示されていることを確認
- ▶ D「添付情報」欄に申請情報に添付して提供する添付情報を入力

Note

- ▶ A:「件名」は、申請人の管理のための項目なので、自由に入力してください。
※登記所には通知されません。
- ▶ D:各添付情報のうち、書面で登記所に提出する情報については、名称の後に(特例)と入力します。

添付情報(書面)の提出方法が、登記所に持参するか又は書留郵便等で送付するか決定している場合は、次のように(持参)又は(送付)と入力します。

Point

「申請書作成・編集」画面で、申請年月日から登記完了証の交付方法まで入力します。

1

A「申請年月日」欄に申請の日付を入力

2

B登記所選択をクリックして、申請先登記所を選択

3

C「申請人」欄に、申請人の住所、氏名及び連絡先の電話番号を入力

4

D「登記完了証の交付方法」欄の選択肢から、希望する方法を選択

5

E本例では、「オンラインによる交付を希望する」を選択

Note

- A:17時15分以降に送信した申請情報は、本欄の内容にかかわらず翌業務日の受付となります。
- C:申請人の住所及び氏名を正確に入力します。
また、申請内容の補正等のため、登記所から連絡する必要がある際に、その連絡先となる電話番号を入力します。
- D:登記完了証の交付は、オンラインによる交付のほか、登記所での交付又は送付の方法による交付を希望することができます。
- E:送付の方法を希望する場合には、登記手続が完了するまでに郵便切手を登記所に提出する必要があります。
詳細については、法務省HP(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00057.html)を御確認ください。

指定方法①

所在指定を選択して検索する場合

1

「所在」欄のプルダウンメニューから「都道府県」を選択

2

「所在選択」をクリック

3

「所在選択」ダイアログが表示されたら、
A:市区町村
B:町名・大字
C:丁目・小字
の順に選択

3

- ▶ D「所在」③で選択した情報が表示される
- ▶ E「地番・家屋番号」欄に家屋番号を入力
- ▶ 内容を確認して、F「検索」をクリック
- ▶ G「選択された物件」欄に追加される

Note

家屋番号の入力する際は、「1番23」の場合は「1-23」又は「1-23」と、「1番23の4」の場合は「1-23-4」又は「1-23-4」と入力してください。

指定方法②

不動産番号指定を選択して検索する場合

1

- ▶「検索方法」欄でA「不動産番号指定」を選択
- ▶B「不動産番号」欄に13文字の不動産番号を全角で入力
- ▶C「管轄登記所」欄で、都道府県及び管轄登記所を選択
- ▶D「検索」をクリック
- ▶E「選択された物件」欄に追加される

不動産登記情報の検索

検索条件入力

検索方法 所在指定 不動産番号指定 土地からの建物検索指定

不動産番号指定

不動産番号

管轄登記所

選択された物件

No.	種別	所在/不動産番号	地番・家屋番号	閉鎖	削除?
選択された物件はありません					

物件情報ファイルをダウンロードする場合は、こちらをクリックしてください。

2

「不動産登記情報の検索」画面で「選択された物件」欄に追加された物件情報の内容を確認して「確定」をクリックすると「申請書作成・編集」画面に戻り、「不動産の表示」欄に反映される

オンライン登記情報検索サービス

不動産登記情報の検索

検索条件入力

検索方法 所在指定 不動産番号指定 土地からの建物検索指定

種別 土地 建物

所在

地番・家屋番号

選択された物件

No.	種別	所在/不動産番号	地番・家屋番号	閉鎖	削除?
1	建物	東京都千代田区亀の井1丁目	1-1	-	<input type="button" value="削除"/>

物件情報ファイルをダウンロードする場合は、こちらをクリックしてください。

指定方法③ 土地からの建物検索指定を選択して検索する場合

1

- ▶ F「検索方法」欄で「土地からの建物検索」選択
- ▶ G「土地の所在」欄で「都道府県」を選択して、土地の所在を入力
- ▶ H「土地の地番」欄に対象不動産の地番を入力
- ▶ I「検索」をクリック

不動産登記情報の検索

検索条件入力

検索方法 所在指定 不動産番号指定 土地からの建物検索指定 **F**

▼ 土地からの建物検索指定

土地の所在 **G**

土地の地番 **H**

I 検索

選択された物件

No.	種別	所在/不動産番号	地番・家屋番号	閉鎖	削除?
選択された物件はありません					

確定

物件情報ファイルをダウンロードする場合は、こちらをクリックしてください。

2

- ▶ 「土地からの建物検索一覧」画面に、①で入力した土地を底地とする建物の検索結果が表示されるので、対処建物をチェック(J)
- ▶ K「追加」をクリック

土地からの建物検索一覧

選択	No.	建物の所在	家屋番号
<input type="checkbox"/>	1	特別区特別町一丁目	1-1
<input type="checkbox"/>	2	特別区特別町一丁目	1-2
<input type="checkbox"/>	3	特別区特別町一丁目	1-3
<input type="checkbox"/>	4	特別区特別町一丁目	1-4
<input checked="" type="checkbox"/>	5	特別区特別町一丁目	1-5
<input type="checkbox"/>	6	特別区特別町一丁目	1-6
<input type="checkbox"/>	7	特別区特別町一丁目	1-7
<input type="checkbox"/>	8	特別区特別町一丁目	1-8
<input type="checkbox"/>	9	特別区特別町一丁目	1-9
<input type="checkbox"/>	10	特別区特別町一丁目	1-9

追加 **K**

3

「選択された物件」欄に追加される

選択された物件

No.	種別	所在/不動産番号	地番・家屋番号	閉鎖	削除?
選択された物件はありません					

確定

物件情報ファイルをダウンロードする場合は、こちらをクリックしてください。

4

「不動産登記情報の検索」画面で「選択された物件」欄に追加された物件情報の内容を確認して「確定」をクリックすると「申請書作成・編集」画面に戻り、「不動産の表示」欄に反映される

オンライン登記情報検索サービス

不動産登記情報の検索

検索条件入力

検索方法 所在指定 不動産番号指定 土地からの建物検索指定

▼ 所在指定

種別 土地 建物

所在

地番・家屋番号

確定

選択された物件

No.	種別	所在/不動産番号	地番・家屋番号	閉鎖	削除?
1	土地	東京都千代田区霞が関1丁目	1-1	-	<input checked="" type="checkbox"/>

物件情報ファイルをダウンロードする場合は、こちらをクリックしてください。

本サービスご利用にあたって サービス提供時間 よくある質問

Point

物件情報以外の必要事項を入力します。

1

「申請書作成・編集」画面で該当物件の「申請情報入力」をクリック

このスクリーンショットは、申請書の入力画面を示しています。上部には「QRコード読み取り」の説明と、「物件情報直接入力」のオプションがあります。中央には「物件情報読み取り」のボタンと、「申請情報入力」のボタンが赤い枠で囲まれています。右側には「物件情報」の入力欄があり、「物件種類」が「一般建物」に設定されています。下部には「追加する物件の種類等」のメニューと「表示物件追加」のボタンがあります。

2

- ▶A敷地番を入力
- ▶B種類、構造、床面積、原因及びその日付を入力
- ▶C「終了」をクリック

このスクリーンショットは、申請書の詳細入力画面を示しています。上部には「登録申請書補助 - 申請用総合ソフト」のタイトルと「終了」ボタンが赤い枠で囲まれています。中央には「敷地番 (全角入力)」に「100番地1」が入力されています。下部には「建物表示履歴」の表があり、その中に「種類」が「居室」、「構造」が「木造かわらぶき2階建」、「床面積」が「1階 50.00」が入力されています。右側には「原因及びその日付」の入力欄があります。

3

「申請書作成・編集」画面の「申請情報欄」に②で入力した情報が表示される

このスクリーンショットは、申請書の確認画面を示しています。上部には「QRコード読み取り」の説明と、「物件情報直接入力」のオプションがあります。中央には「物件情報」の入力欄があり、「敷地番」が「100番地」、「種類」が「居室」、「構造」が「木造かわらぶき2階建」、「床面積」が「1階 50.00」が表示されています。右側には「物件情報」のボタンが赤い枠で囲まれています。

Note

②の「登記申請書補助」画面で入力した内容は、「終了」をクリックした際に形式チェックがされ、形式的な誤りがある場合はエラーが表示されます。エラーが表示された際は、内容を確認・修正し、再度「終了」をクリックしてください。

Column2

登記事項証明書等に印字されたQRコードを使用して、不動産を指定する方法

不動産を指定する方法として、これまで紹介した方法のほか、QRコードリーダをお持ちであれば登記事項証明書又は登記情報提供サービスで提供された登記情報に印字されたQRコードを読み込むことで、簡単に不動産を指定することができます。

1

「申請書作成・編集」画面で「QRコード読込」をクリックして、QRコード読込を起動

不動産の表示 ※ 不動産の指定方法をはじめに選択してください。

オンライン物件検索 (推奨)

物件情報直接入力

不動産の指定方法

物件情報取得

物件情報読込

QRコード読込

1 「物件情報取得」ボタンをクリックすると、オンライン登記情報検索画面が表示されます。

2 画面の案内に従い、対象の物件情報を選択します。

※ 複数の物件情報をまとめて取得したときは、一度に取り込むことができます。

3 「確定」ボタンをクリックした場合は、現在編集中の申請書に物件情報が取り込まれます。

※ 「物件情報ファイルダウンロードする場合は、こちらをクリックしてください。」リンクをクリックした場合は、物件情報ファイルをダウンロードします。

4 物件情報をファイルとしてダウンロードした場合は、「物件情報読込」ボタンをクリックし、ダウンロードしたファイルを選択することで、現在編集中の申請書に物件情報が取り込まれます。

1 「QRコード読込」ボタンをクリックすると、QRコード読込画面が表示されます。

2 画面の案内に従い、登記事項証明書又は登記情報提供PDFファイルに印字されたQRコードを読み取ります。

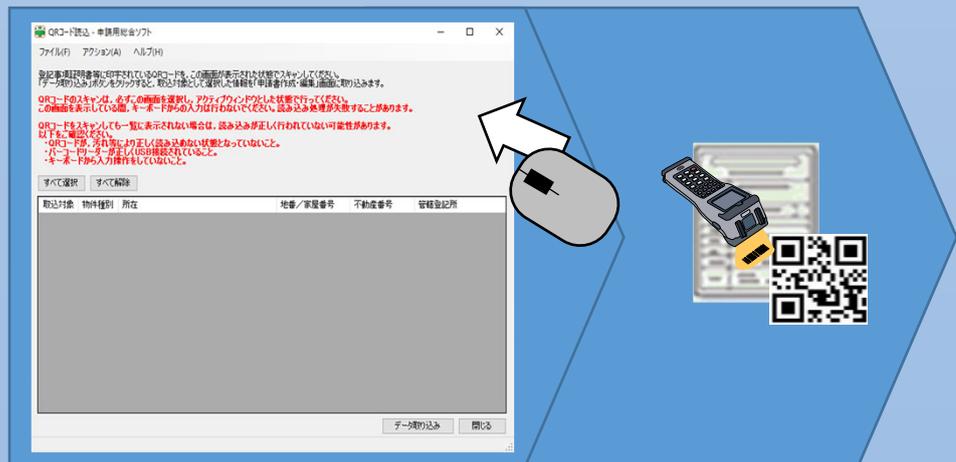
3 「データ取り込み」ボタンをクリックした場合は、現在編集中の申請書に物件情報が取り込まれます。

不動産番号又は物件情報（所在及び地番/家屋番号）を直接入力して指定することができます。

※ 所在の表示に外字を含む場合には、「オンライン物件検索」を御利用ください。

2

QRコード読込画面が表示されたら、表示された画面を選択してウィンドウをアクティブな状態にした上で、QRコードリーダを使って、登記事項証明書等に印字されたQRコードを読み取る



3

ファイルが読み込まれ、「取込対象」にチェックが入っていることを確認して、「データ取り込み」をクリック

QRコード読込 - 申請用総合ソフト

ファイル(F) アクション(A) ヘルプ(H)

登記事項証明書等に印字されているQRコードを、この画面が表示された状態でスキャンして(読み取り)対象データを取得すると、取込対象として選択した情報を「申請書作成・編集」画面に取り込みます。

QRコードのスキャンは、必ずこの画面を選択し、アクティブな状態で行ってください。

この画面を表示している間、キーボードからの入力が行われていないため、読み込み処理が失敗することがあります。

QRコードをスキャンしても一覧に表示されない場合は、読み込みが正しく行われていない可能性があります。

以下に確認してください。

- ・QRコードが、汚れ等により正しく読み込めない状態となっていること。
- ・バーコードリーダーが正しくUSB接続されていること。
- ・キーボードから入力操作をしていないこと。

すべて選択 すべて解除

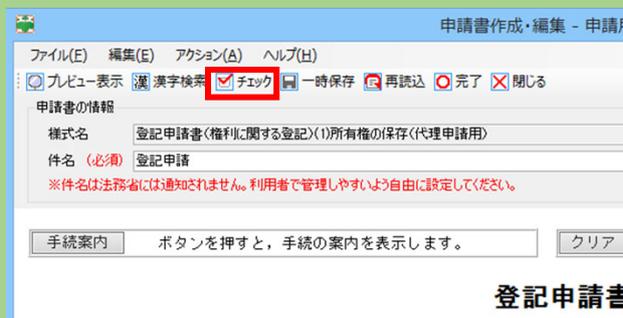
取込対象	物件種別	所在	地番/家屋番号	不動産番号	管轄登記所
<input checked="" type="checkbox"/>	土地	特別区南都町一丁目	1	00000000000000	〇〇法務局

データ取り込み 閉じる

Point

作成した申請情報に形式的な誤りが無いかチェックします。

「申請書・作成編集」画面上部の「チェック」をクリック

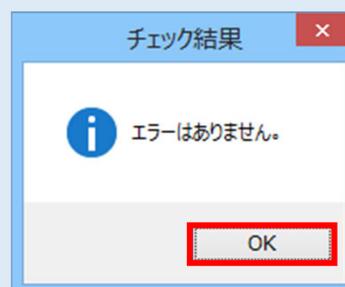


エラーあり

エラーなし



エラーの内容を確認した上で、オレンジで表示された箇所を修正し、再度「チェック」を行う



「OK」をクリック

Note

ここでは、必須項目の入力漏れや全角・半角など、入力内容の形式的なチェックが行われます。エラーの内容を確認して、必要に応じて修正等を実施してください。

Proc5

・申請情報の保存

Point

作成した申請情報を保存します。

1

Proc4の操作実施後、「申請書作成・編集」画面が表示されるので、「完了」をクリック

2

保存の確認のダイアログが表示されたら「はい」をクリック

Note

- 完了をクリックすると、入力した物件情報に誤りがないか自動的にチェックされます。
- 入力内容に誤りが無かった場合は②のダイアログが表示されますが、入力誤りがあった場合はエラーが表示されるので、必要に応じて修正を行ってください。



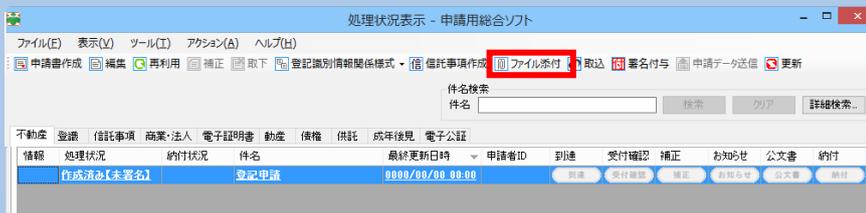
以上で申請情報の作成は完了です
以降の操作は【共通編】をご参照ください

Column3

添付情報として提供するファイルを申請情報に添付する方法

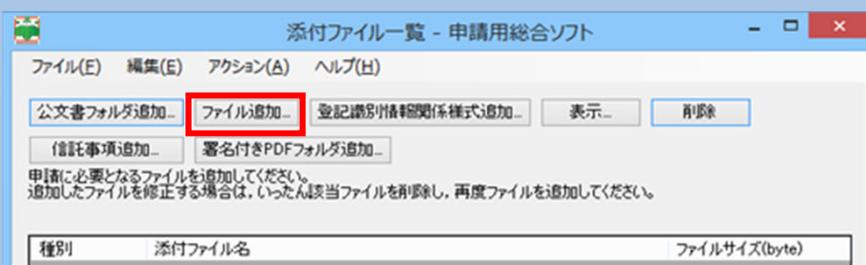
1

「処理状況表示」画面で、「ファイル添付」をクリック



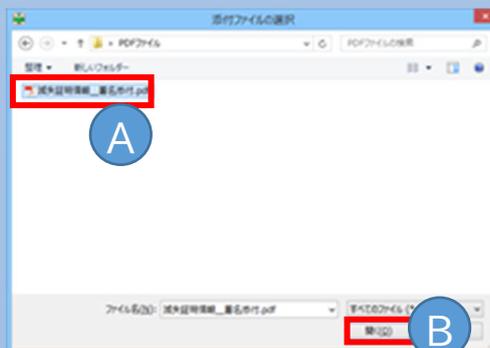
2

「添付ファイル一覧」画面が表示されたら、「ファイル追加」をクリック



3

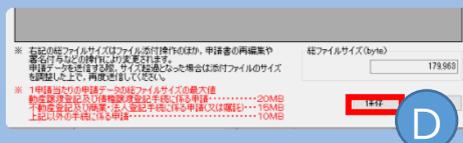
「添付ファイルの選択」画面が表示されたら、添付するファイル(A)を選択し、B「開く」をクリック



4

「添付ファイル一覧」画面に添付する情報(C)が表示されるので、D「保存」をクリック
「処理状況表示」画面の「添付ファイル一覧」の欄に該当のファイル名が表示されているか確認

種別	添付ファイル名	ファイルサイズ(byte)
その他	滅失証明情報...署名添付.pdf	5,669



参考

- ▶ 特例方式により申請される場合には、本手順は不要です。
- ▶ 表示に関する登記の添付情報の特則(不動産登記令第13条)により申請される場合には、添付情報を電磁的記録に記録したものに、電磁的記録の作成者の電子署名を付して添付してください。
なお、この場合には、登記官が定めた相当の期間内に、登記官に添付情報の原本を提示しなければなりません。